議案第６号

# 地域が主体となった小水力発電の導入に関する要望
# （案）

令和７年５月21日

ダム・発電関係市町村全国協議会

# 地域が主体となった小水力発電の導入に関する要望

水力発電は、昼夜を問わず安定した出力を有し、二酸化炭素の排出量も極めて少なく、また、純国産エネルギーとして、長期的な利用が可能な電源であるにもかかわらず、中小水力を中心に開発ポテンシャルを残したまま、有効利用が図られていない状況にある。

とりわけ小水力発電は、開発可能地点の十分な調査が行われておらず、地域には未利用エネルギーが残されたままになっている。国を挙げて脱炭素化に向けて取り組んでいる中にあって、地域が主体となった小水力発電の活用には大きな意義がある。

また、人口減少が続く中、地域の維持・再生は、食料やエネルギーの供給、国土の保全を図る上でも極めて重要である。

地域が主体となった小水力発電の導入は、エネルギーの地産地消や安定収入の確保のみならず、コミュニティの維持等、地域活動にも大きな恩恵をもたらすこととなる。

一方、我が国の小水力開発には、導入コストの大きさや開発期間の長さ、許認可の問題、専門人材や推進体制の脆弱さ等、開発促進を阻む大きな課題が存在している。

このため、国および水力開発関係者におかれては、下記の事項の実現に向け、実効ある対策を講じるよう求める。

記

**１．小水力開発に関する国民理解を促進する体制の構築**

地域が主体となった小水力発電の価値や開発ポテンシャルに対する国民理解を促進するため、産学官連携による横断的な議論の場の設置を検討すること。

**２．エネルギー基本計画の具体化等について**

⑴第７次エネルギー基本計画において掲げられた「小水力発電の開発可能地点の広域的な調査」を早急に実施するとともに、中小水力に関する「開発地点候補」の詳細調査や案件形成等」について、数値目標やスケジュールを明らかにする等、積極的に取り組むこと。

⑵国土形成計画において、小水力発電の位置付けの明確化を図ること。

⑶デジタル田園都市国家戦略や国土強靭化計画に、地域主導による小水力発電の導入を位置付けること。

## ３．経済性向上のための抜本的な対策の実施

小水力発電はスケールメリットに乏しいことなどから、発電コストが高くなりやすく、普及・促進の大きな障害となっている。

このため、以下のことに取り組むこと。

⑴小水力発電に適合した水車・発電機等の要求仕様の見直しに向け、産学官の連携による検討体制を構築すること。

⑵水車・発電機等の機器・設備類の標準化・汎用化を図るとともに、地域の機械製造業者等が受注できるような仕様を開発すること。

⑶機器類や導水関係設備等の設置・建設工事を、地域の工事事業者が受注できるよう、技術の標準化やマニュアル等を整備すること。

⑷気象や地形・地質、植生や生態系を考慮しつつ、経済性にも優れた流況評価技術の開発や、河川維持流量の評価に関する研究を推進すること。

## ４．財政支援措置の改善と拡充について

⑴小水力開発に対する国庫補助事業を、調査から設備設置に至るまで対象とするとともに、その所要額を確保すること。

⑵ 市町村等の主導による小水力開発について、「自治体主導型案件創出支援事業（令和 6 年度補正）」を継続する等、開発に着手するための取組に対する財政支援の拡充を図ること。

⑶小水力開発は開発から資金回収期間が長期にわたることから、固定価格買取制度の適用に加え、国庫補助等の支援対象とすることを検討すること。

⑷小水力発電は過疎地域の振興・自立に貢献することから、過疎対策事業債の適用条件から売電割合を除外すること。

⑸農業用水利の小水力発電については、農村振興の観点から、電力供給先を土地改良施設に限定している要件を見直すこと。

⑹小水力発電に関する固定価格買取制度については、初期費用が割高であることや、導水管の更新等改修の経費も高額となる場合があることから、実態を踏まえた資本費の算定を行う等、調達価格の引き上げ等を検討すること。

⑺民間資金を活用する等、多様な資金調達を促進するため、国の支援措置と併せたポータルサイトの開設等、資金調達の事例や情報の共有を図ること。

**5. 専門人材の育成と支援体制の構築**

(1)小水力発電開発の専門家や技術者を養成するため、現行の研修事業を大幅に拡充する等、国の主導による産学官連携の人材育成体制を構築すること。

(2)地域の小水力発電開発を支援するため、既存組織の活用や再編による拡充、また、認証制度の導入等、公的な中間支援組織を、国が主導して整備すること。

**６．開発モデル事業の推進を通じた普及の促進**

地域が主体となった小水力発電の開発のノウハウを共有し、開発モデル事業の推進を通じた普及促進を図ること。

**７．許認可手続きにおける地域振興への配慮と手続きの迅速化･簡素化**

小水力発電の導入にあたっては、各種の開発規制の許認可に、多大な労力と時間を要している実態がある。大規模水力発電とは異なる、小水力発電の特性に配慮した規制の見直しが必要である。

このため、国は以下のことに取り組むこと。

(1)河川法や森林法、自然公園法等の開発規制法については、自然エネルギーの利活用を図る地域振興に配慮した規定の見直しや運用基準を明確化する等、規制目的の達成と地域振興との調和を図ること。

(2)小水力発電所の設置等に関する流水の占用許可については、地域振興への配慮と地域特性に対応した運用がなされるよう、一定の基準を示す等、運用の改善と徹底を図ること。

(3)森林法における保安林の指定解除及び、作業許可等の要件を明確化すること。

(4)自然公園法の許可及び届出の手続きについて、特別地域内（主に第 2 種、第 3 種）における開発行為に関して、審査基準を明確化すること。

**８．地域分散型エネルギー自給体制の構築**

エネルギーの地産地消や、災害時における強靭性を確保するため、地域マイクログリッドの推進を図ること。

以上

令和 7 年 5 月 21 日

ダム・発電関係市町村全国協議会

会長　　浜田　正利